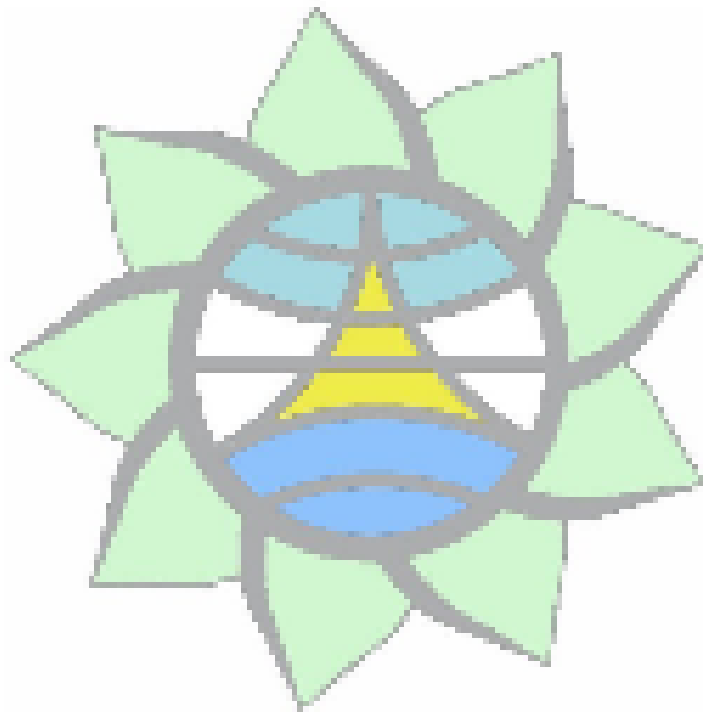


つくば市立春日学園義務教育学校 部活動ガイドライン



令和7年4月

つくば市立春日学園義務教育学校

「茨城県部活動の運営方針、つくば市部活動の運営方針」に則り、望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、つくば市立春日学園義務教育学校の部活動が最適な形で実施できることを目的として策定するものとする。

1. 指導にあたって

- (1) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を明確に示し、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 春日学園生の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 春日学園全体として、「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。
- (4) 春日学園と地域が部活動について協働・融合して取り組む体制を構築し、円滑に活動できるように検討していく。
- (5) 体罰、暴言はいかなる理由においても認められない。

2. 活動日

- (1) 部活動は、平日3日、土日の練習は原則いずれかの曜日とする。
- (2) 長期休業期間中も、上記の(1)を踏まえるとともに、学校閉鎖日はもとより、まとまった休業日を設けること。

3. 活動時間

- (1) 1日の活動時間は、生徒一人につき平日1時間45分、休日3時間を上限とすること。
- (2) 1週間当たりの活動時間は11時間を上限とする。
- (3) 練習試合や大会等により、休日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振り返ること。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- (4) 夏季休業中は8月13日から16日までの4日間と、冬季休業中は12月29日から1月4日までの7日間を休養日とする。また、夏季休業中の活動日は20日以内とする。
- (5) 登校時間前の朝練は行わないこと。
- (6) 休養日は、平日2日以上、休日(土日)1日以上、週計3日以上休養日を設けることを基本とする。加えて、原則として期末テスト・中間テストのテスト前3日間、実力テスト等のテスト前の2日間を休養日とする。
- (7) 大会等参加により休日(土日)に連続して活動した場合は、原則として別の休日に休養日を振り替える。ただし、公式大会等において、上位大会に進出し、上位大会が直後の1ヶ月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合は、平日に休養日を振り返ることも可とする。

4. 大会・練習試合の参加について

- (1) 参加する大会は、中体連主催の大会を含め、1か月あたり1大会程度とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況等を踏まえ、各関係機関、競技団体のガイドラインに従って行う。児童が不参加の意思を示した場合は尊重する。

5. 方針・計画・実績の公表と検証について

- (1) 「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「学校運営方針」を策定する。
- (2) 学校運営方針・年間活動計画・月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページ等へ掲載し公表する。

6. その他

- (1) 部活動顧問会議（構成員：校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、部活動担当者）を必要に応じて開催し、各部活動の活動状況の報告や確認を行い共通理解のもと指導改善を図る
- (2) 部活動に関する活動費の取り扱いについては、適正に運用する。
- (3) 文化部の活動についても、この方針に準じるものとする。

7. 参考

- (1) 茨城県部活動の運営方針
- (2) つくば市部活動の運営方針